

令和8年度会津坂下町職員（一般事務／社会人）採用候補者試験要領

令和7年4月30日
会津坂下町

会津坂下町職員（一般事務／社会人）の採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

【試験職種】 一般事務 【採用予定人員】 若干名

2 受験資格

一般事務 平成8年4月2日以降に生まれた者で、大学、短大、高専、高校程度を卒業し、社会人経験3年以上の者。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

- (1) 第1次試験
集団討論又は集団面接による試験を行います。
- (2) 第2次試験
第1次試験合格者に対し、小論文による試験を行います。
- (3) 第3次試験
第2次試験合格者に対し、個別面接による試験を行います。

4 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求
申込用紙は、本町役場総務課行政管理班で交付します。
郵便により申込用紙を請求する場合は、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。
- (2) 申込の方法
 - ① 申込用紙に必要事項を記入し、町役場総務課行政管理班に提出してください。
郵便により申し込む場合は、110円切手を貼った自分宛の封筒（長形3号）を同封し必ず簡易書留にて送付してください。
 - ② 受験票には、最近6カ月以内に撮影した本人の写真を貼って受験当日に持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。）
- (3) 受付期間
令和7年5月9日（金）から同年6月6日（金）まで。
※受付は、上記期間の執務時間中（土日祝祭日を除いた、午前8時30分から午後5時15分までの間）に限ります。

郵便により申し込む場合は、同年6月4日（水）までの消印のものに限り受け付けます。

5 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	時 間	試 験 場	発 表
第1次試験	令和7年 6月22日(日)	・受付 9:00~9:30 ・集団討論又は集団面接 10:00~17:00	会津坂下町 中央公民館	令和7年6月下旬 町役場掲示板に掲示 合格者に通知
第2次試験	令和7年 7月13日(日)	・受付 9:00~9:30 ・小論文試験 10:00~12:00	会津坂下町役場	令和7年7月下旬 町役場掲示板に掲示 合格者に通知
第3次試験	令和7年 8月20日(水)	第2次試験合格者に あらためて通知します。	会津坂下町 中央公民館	令和7年8月下旬 町役場掲示板に掲示 合格者に通知

6 合格者の採用

合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、下記のとおり受験者本人へ閲覧により提供します。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参のうえ、受験者本人が執務時間中（平日午前8時30分から午後5時15分）に直接お越しください。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点 順位	合格者発表日 から1か月間	会津坂下町役場 総務課 行政管理班
第2次試験	第2次試験不合格者			
第3次試験	第3次試験不合格者			

8 問い合わせ先

町役場総務課行政管理班 0242-84-1503